

公告

介護付有料老人ホーム太陽において、佐賀県高齢者施設等機器整備費補助金事業に係る入札を下記のとおり行いますので公告します。

令和 8 年 9 月 4 日
社会福祉法人 梅生会
理事長 住江一郎

記

1. 入札方式

条件付一般競争入札

2. 公告期間

令和 8 年 9 月 4 日（金）12:00 から令和 8 年 9 月 13 日（日）17:00 まで

3. 公告場所

社会福祉法人梅生会好日の園 WEB サイト「お知らせ」において

4. 入札申込受付期間

令和 8 年 9 月 4 日（金）12:00 から令和 8 年 9 月 13 日（日）17:00 まで

5. 入札日時

令和 8 年 9 月 22 日（火）10:00～

6. 入札場所

特別養護老人ホーム好日の園 地域交流室（佐賀県鹿島市古枝乙 1035 番地 2）

7. 入札方法

本人又はその代理人の入札書の直接持参による入札（代理人は事前に委任状を提出）

8. 入札に付する事項

- （1）件名 高齢者施設等機器整備（温冷配膳車）
- （2）規格等 別紙「入札案内書」参照
- （3）納入場所 佐賀県鹿島市大字高津原 667 番地 1
- （4）納入期日 契約日から令和 8 年 11 月 30 日までのいずれかの日で協議の上決定

9. 参加資格

入札に参加する者は、次の資格要件を満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当する者でないこと。
- （2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがな

されている者でないこと。

(3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形または小切手を不渡りした者でないこと。

(4) 佐賀県発注の契約に係る入札参加停止処分を受けている者、若しくは佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(5) 本件に係る設計業務等の受託がある場合は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において強い関連がある者でないこと。

(6) 本件の他の入札参加申込者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

(7) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。※注1

10. 入札案内書交付及び入札参加届

入札案内書の交付及び入札参加届の提出締切日は令和8年9月14日（月）

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱または判読不能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前項に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

12. 入札の中止

入札参加者が連合または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、入札を中止とする。この場合の損害は入札者の負担とする。

13. 入札保証金及び契約保証金

免除

14. 契約書作成の要否

要

15. その他

入札案内書交付先及び問い合わせ先

社会福祉法人 梅生会 / 総務部 藤井宏武

電話 (0954) 62-5201 FAX (0954) 63-0121

以上

注1) 佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28)第2条第4号に規定する暴力団等とは、以下のとおりである。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等直接または積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (8) 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に(2)から(7)までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- (9) (2)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人